令和４年度福島県環境創造センターイベント企画運営業務に係る

公募型プロポーザルに係る質問への回答について

【質問１】昨年実施された５周年イベントの際の全体の来館者数を教えてください。

【回答１】イベント全体の参加者数は２０３名です。

【質問２】昨年実施された「ふくしまファイブ＝ビジョンズ」の参加者数を教えてください。

【回答２】「ふくしまファイブ＝ビジョンズ」の参加者数は９７名です。

【質問３】昨年実施された「まわって＆つくってコミュタンクイズラリー」の参加者数と

　　　　　ご準備された「スペシャルコイン」と「目に見えない力を感じることができる、

　　　　　ふしぎなキーホルダー」の製作個数を教えてください。

【回答３】「まわって＆つくってコミュタンクイズラリー」の参加者数は106名です。

「スペシャルコイン」製作個数…120個程度、

　　　　　「目に見えない力を感じることができるキーホルダー」製作個数…200個程度です。

【質問４】昨年度の仕様書「（２）成果品等」ウに「TVCM等映像等動画、ラジオCM等の音声

データ」の納品を求めているが、実際の放送規模（県内TV局数・ラジオ局数と各放

送本数等）を教えてください。

【回答４】令和３年度においては、TVCM等の実績がありませんが、過去のイベントにおいて

以下の放送実績がありました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 局数 | 放送本数 |
| TV局 | ４局程度 | 20～50回程度 |
| ラジオ局 | ２局程度 | 30回程度 |

【質問５】昨年実施された「開所５周年記念イベント」の全体の報告書の開示をお願いいたし

ます。

【回答５】契約期間中であることから報告書はありませんが、「開所５周年記念イベント」の

概要については、以下ホームページをご参照ください。

　　　　　　<https://www.fukushima-kankyosozo.jp/fivevisions/>

【質問６】委託する意図や環境創造センターの課題としてはどのようなものがあるか？

【回答６】本業務は、センターやコミュタン福島を活用し、ふくしまの未来を創造する力を育

むことを目的に、「カーボンニュートラルやSDGs」、「身近な環境問題」、「センター

の取組」等について学ぶ機会を創出するイベントを実施するものです。

その目的を達成するため、効果的な企画や広報、円滑なイベント運営等、イベント企

画運営等に係るノウハウを有する事業者に当該業務を委託したいと考えています。

また、センター（コミュタン福島を含む）の取組等に関する情報発信が課題であると

考えています。

【質問７】これまでの広報実績を教えて欲しい。どんな媒体を使われたのか、その時の効果につ

いては（県が）どう捉えているのか伺いたい。

【回答７】これまで、チラシ・ポスター、TVCM、ラジオCM、雑誌掲載、インターネット

広告等の広報媒体によりイベント等の告知や事後広報を行いました。

チラシ・ポスターを県内小中学校の全児童生徒に配布した場合については、そのチラ

シを見て来館される方が多いため、一定程度の効果はあると考えています。

センターとしては、「より多くの方に来館していただきたい」「より多くの方に取組を

知っていただきたい」と考えておりますので、より多くの方に届く媒体の方が、効果

が高いと考えています。

【質問８】会場費はかからないと考えて良いか？

【回答８】イベント会場としてセンター及び「コミュタン福島」を使用する場合は、会場費はか

かりません。

【質問９】コミュタン福島で既に展開されているコンテンツをお願いすることは可能でしょう

か？また、可能な場合、講師料等はどう考えればよいか？

【回答９】コミュタン福島における各種コンテンツを活用することは可能ですが、その場合に発

生する諸経費については、受託業者側でご負担ください。

講師料や材料費等の諸経費の負担については、コミュタン福島の運営受託業者との調

整が必要になります。

【質問１０】使用可能部分の寸法の入った図面が欲しい。

【回答１０】参考資料１～３を御参照ください。

【質問１１】飲食可能と記載されていないエリアに関してそれ以外のNG事項はありますか？

【回答１１】福島県環境創造センター条例第１２条の事項を遵守願います。

　　　　　　なお、火を使うイベントを実施する場合は予め消防署の許可が必要であること、

飲食物（やきそば、かき氷等）を調理・提供する際には、出店場所の住所地を所管す

る保健所で、所定の手続き（※）を行う必要があります。

|  |
| --- |
| （遵守事項）第１２条　環境創造センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。一　環境創造センターの施設、附属設備等を毀損し、又は汚損しないこと。二　物品を販売し、又は頒布しないこと（知事の許可を受けた場合を除く。）。三　所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。四　他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。五　前各号に掲げるもののほか、管理上知事が指示する事項 |

　　　　　※福島県食品生活衛生課のホームページをご参照ください。

　　　　　　<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/festival-event.html>

【質問１２】秋のイベントについて、１０月開催は何か理由があるか？

【回答１２】センター全体の年間イベント計画を考慮し10月開催としました。

【質問１３】提案内容については、まん延防止重点措置等、特別に何か対策されている期間でない場合の提案のみで良いでしょうか。

【回答１３】お見込みのとおりです。

【質問１４】使用可能な会場の他に使える備品（テント・机・椅子など）があればご教示いただ

　　　　　　きたい。

【回答１４】屋外で使用するようなテントや机・椅子等の備品はありませんので、受託業者側で

すべてご準備ください。

なお、屋内の各部屋で使用できる備品等については、以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 収容人数 | 設備等 |
| ホール | 194席 | プロジェクター、書画カメラ、ＢＤレコーダー、170インチスクリーン、ワイヤレスマイク3本、ピンマイク1本、同時通訳設備 |
| 会議室 | 約100名 | プロジェクター、書画カメラ、ＢＤレコーダー、床置き式スクリーン、ワイヤレスマイク3本、ピンマイク1本 |
| 学習室Ａ | 約100名 | プロジェクター、書画カメラ、ＢＤレコーダー、スクリーン、ワイヤレスマイク5本、ピンマイク1本 |
| 学習室Ｂ | 約60名 | 55インチテレビモニター、ホワイトボード |
| セミナー室Ａ | 約12名 | 55インチテレビモニター、ホワイトボード |
| セミナー室Ｂ | 約12名 | 55インチテレビモニター、ホワイトボード |
| 特別室 |  | ソファーセット（講師等の控え室に利用可能） |

【質問１５】物販等、地元の出店者等を募る場合等、出店料の徴収についてはどのように考えれ

ばよいか？

【回答１５】センターの屋外（コミュタン福島の駐車場）でキッチンカーを誘致する場合やフリ

ーマーケット等のイベントを実施する場合、敷地の使用料は発生しませんので、出

店料の徴収は不要と考えています。

【質問１６】もし本事業の採択を受けた場合、委託契約書は本社印での契約の必要があります

か？

　　　　　　また、その場合、プロポーザルの応募申込書及び誓約書については、契約書と同様

の印鑑の押印が必要でしょうか？

【回答１６】本プロポーザルの応募申込書及び誓約書、受託業者決定後の委託契約書への押印

は、貴社の代表者印（決裁権者の印）を押印願います。必ずしも本社印でなければ

ならないというわけではありません。

【質問１７】イベント期間について、３つのイベント開催日数の選定は企画内容に含むというこ

とで良いでしょうか？

【回答１７】お見込みのとおりです。

【質問１８】屋外イベントエリアで給排水、給電の設備はありますでしょうか。

【回答１８】あります。ただし、使用する目的及び内容等詳細について当センターと協議してく

ださい。

【質問１９】過去の周年イベント、秋イベントの集客数データの開示は可能でしょうか？

【回答１９】過去の周年イベント及び秋イベントの参加者数については以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 周年イベント | 秋イベント |
| 令和２年度 | 264名 | 189名 |
| 令和元年度 | 3,228名 | 3,621名 |
| 平成30年度 | 1,525名 | 3,327名 |

※令和２年度以降は定員の削減、事前予約、飲食ブースの休止等ウィズコロナに対応し実施。